

## おおいた地域連携プラットフォーム教育プログラム開発部会細則

令和3年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、おおいた地域連携プラットフォーム規約（以下「規約」という。）第13条第3項の規定により、おおいた地域連携プラットフォーム教育プログラム開発部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 部会は、各事業協働機関の連携の下、大分県内の人材育成ニーズを踏まえた高等教育の機会を提供するとともに、次世代を担う人材の育成プログラムの開発・実施に取り組むことを目的とする。

### (実施事業及び審議事項)

第3条 部会は、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業を行い、及び次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 部会の事業に関すること。
- (2) 部会の事業を推進するために設置するワーキンググループに関すること。

### (構成)

第4条 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部会長
  - (2) 副部会長
  - (3) 部会員
  - (4) その他部会において必要と認められる者
- 2 部会長及び副部会長は、互選により選出する。
- 3 部会長が欠けたとき、又は事故があるときは、部会長が指名する副部会長がその職務を代行する。

### (任期)

第5条 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 構成員に欠員を生じた場合の補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会の開催)

第6条 部会は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 部会の議長は、部会長をもって充てる。
- 3 部会に出席できない構成員は、その議決のための委任状を提出することができる。
- 4 部会は、出席した構成員の過半数（委任状を提出した者を含む。）をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 議長は、部会が開催されるごとに、その審議内容について、規約第14条に規定する協働事務局に報告しなければならない。

### (議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第4項の規定を準用する。この場合において、「出席した構成員」とあるのは当該議事に参加した構成員とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について、次の部会において報告しなければならない。

### (事務)

第8条 部会の事務は、規約第14条に規定する協働事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。